

【新旧対照表】

改定後（新）	改定前（旧）	備考
公益充実資金等取扱規則	特定費用準備資金等取扱規則	名称変更
<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、公益財団法人公益法人協会（以下「この法人」という。）定款第15条第2項の規定に基づく<u>その他の規程として、公益充実資金、特定費用準備資金及び資産取得資金</u>の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この規則において<u>使用する用語の定義は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1）<u>公益充実資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則</u>（以下、<u>公益認定法施行規則</u>といふ。）第23条第1項柱書に定める<u>公益充実資金</u>をいう。</p> <p>（2）<u>特定費用準備資金 公益認定法施行規則第31条第1項</u>柱書に定める<u>特定費用準備資金</u>をいう。</p> <p>（3）<u>資産取得資金 公益認定法施行規則第36条第3項第4号</u>に定める<u>資産取得資金</u>をいう。</p> <p>（4）<u>公益充実資金等</u> <u>公益充実資金、特定費用準備資金及び資産取得資金</u>を総称していいう。</p> <p>（5）<u>公益充実活動等</u> <u>公益認定法施行規則第23条第1項第1号</u>に定める<u>公益充実活動等</u>をいう。</p> <p>（原則）</p> <p><b>第3条</b> この規程の解釈及び運用については、<u>公益認定法</u>、</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、公益財団法人公益法人協会（以下「この法人」という。）定款第15条第3項の規定に基づき、特定費用準備資金及び<u>特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金</u>の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。</u></p> <p>（1）<u>特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則</u>（以下「<u>認定法施行規則</u>」といふ。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。</p> <p>（2）<u>特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第22条第3項第3号</u>に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。</p> <p>（3）<u>特定費用準備資金等</u> <u>上記(1)及び(2)を</u>総称する。</p> <p>（原則）</p> <p>第3条 この規程による取扱いについては、<u>認定法施行規則</u>に</p>	<p>定款第15条第2項 「その他の規程」として定めるもの 名称は公益認定法施行規則による</p> <p>文言修正 公益充実資金の定義の新設（簡素化）</p> <p>特定費用準備資金の定義の文言修正（簡素化）</p> <p>資産取得資金の名称、定義の文言修正（簡素化） 文言修正</p> <p>公益充実活動等の定義の追加</p>

改定後（新）	改定前（旧）	備考
<u>公益充実資金等取扱規則</u>	<u>特定費用準備資金等取扱規則</u>	名称変更
<u>公益認定法施行規則及びこの法人の定款</u> に則り行うものとする。	則り行うものとする。	文言修正
<p><u>第2章 公益充実資金</u>  <u>（公益充実資金の保有）</u></p> <p><u>第4条</u> この法人は、<u>公益充実資金を保有することができる。</u></p> <p><u>2 この法人は、公益充実資金を保有しようとするときは、公益充実活動等ごとに、内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠等について、理事会の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>（公益充実資金の管理）</u></p> <p><u>第5条</u> この法人は、<u>公益充実資金について、財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、他の資金と明確に区分して表示するものとする。</u></p> <p><u>（公益充実資金の取崩し）</u></p> <p><u>第6条</u> <u>公益充実資金を取崩す場合には、公益認定法規則第23条第2項に基づき、次の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取崩さなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該資金の目的の支出がなされた場合、当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額</u></p> <p><u>(2) 正当な理由がないのに当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合、その事実があった日における当該公益充実活動等に係る資金の額</u></p> <p><u>2 公益充実資金について、公益充実活動等以外の支出に充てるために取崩す場合には、公益認定法施行規則第23条第</u></p>	<p><u>第2章 特定費用準備資金</u>  <u>（特定費用準備資金の保有）</u></p> <p><u>第4条</u> この法人は、<u>特定費用準備資金を保有することができる。</u></p> <p><u>（特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き）</u></p> <p><u>第5条</u> この法人が、<u>前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。</u></p> <p><u>(1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。</u></p> <p><u>(2) 積立限度額が合理的に算定されていること。</u></p> <p><u>（特定費用準備資金の管理・取崩し等）</u></p> <p><u>第6条</u> <u>前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。</u></p> <p><u>2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。</u></p> <p><u>3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。</u></p>	<p>公益充実資金を章立て</p> <p>第4条で保有できる旨と理事会の承認手続を規定</p> <p>文言修正</p> <p>第5条で、法令通り公益充実資金は「他の資金と明確に区分して表示」することを規定。</p> <p>第6条第1項で法令通り取崩しについて規定</p> <p>また、同第2項で公益充実活動等以外の支出に充てるため取り崩す場合の特別の手続きを規定</p>

改定後（新）	改定前（旧）	備考
<u>公益充実資金等取扱規則</u>	<u>特定費用準備資金等取扱規則</u>	名称変更
<p><u>1項第3号に定める特別の手続きとして、理事長は、取崩しが必要かつ合理的であると考えられる理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。</u></p> <p><b>第3章 特定費用準備資金及び資産取得資金</b> (<u>特定費用準備資金及び資産取得資金の保有</u>)</p> <p><b>第7条</b> この法人は、<u>特定費用準備資金及び資産取得資金</u>を保有することができる。</p> <p><u>2 この法人が、特定費用準備資金及び資産取得資金を保有しようとするときは、将来の特定の活動（資産取得資金にあっては将来の特定の資産の取得又は改良。以下、総称して「活動等」という。）の名称、内容、計画期間、活動等の実施予定時期、積立限度額（資産取得資金にあっては当該資金の目的である財産の取得又は改良に必要な最低額。以下同じ。）、その算定根拠等について、理事会の承認を得なければならない。</u></p> <p>(<u>特定費用準備資金及び資産取得資金の管理</u>)</p> <p><b>第8条</b> 特定費用準備資金及び資産取得資金は、<u>公益認定法施行規則第31条第3項第2号（同規則第36条第4項において準用する場合を含む）</u>に従い、他の資金と明確に区分して管理するものとする。</p> <p>(<u>特定費用準備資金及び資産取得資金の取崩し</u>)</p> <p><b>第9条</b> 特定費用準備資金及び資産取得資金は、<u>公益認定法施行規則第31条第4項（同規則第36条第4項において準用する場合を含む）</u>に基づき、次の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取崩さなければならない。</p>	<p><u>特定費用準備資金等取扱規則</u></p> <p><b>第3章 特定資産取得・改良資金</b> (<u>特定資産取得・改良資金の保有</u>)</p> <p><b>第7条</b> この法人は、<u>特定資産取得・改良資金</u>を保有することができる。</p> <p><u>(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)</u></p> <p><b>第8条</b> この法人が、<u>前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、理事長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要な最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。</u></p> <p>(1) <u>その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。</u></p> <p>(2) <u>その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。</u></p> <p><u>(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)</u></p> <p><b>第9条</b> <u>前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。</u></p>	<p>改正前の第2章と第3章を統合 文言修正</p> <p>文言修正 法令通り。 (公益認定法施行規則第31条、第36条第3項第4号及び第4項)</p> <p>第8条で法令通り「他の資金と明確に区分して管理」することを規定</p> <p>第9条第1項で法令通り取崩しにつ</p>

改定後（新）	改定前（旧）	備考
公益充実資金等取扱規則	特定費用準備資金等取扱規則	名称変更
<p>(1) <u>当該資金の目的の支出がなされた場合、当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額</u></p> <p>(2) <u>各事業年度終了の時における積立限度額が当該資金の額を下回るに至った場合、当該事業年度終了の時における当該資金の額のうちその下回る部分の額</u></p> <p>(3) <u>正当な理由がないのに当該資金の目的である活動等を行わない事実があった場合、その事実があった日における当該資金の額</u></p> <p>2 <u>特定費用準備資金及び資産取得資金について</u>、目的外の取崩しを行う場合には、<u>認定法規則第31条第3項第3号（同規則第36条第4項において準用する場合を含む）</u>に定める特別の手続きとして、理事長は、取崩しが必要かつ合理的であると考えられる理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。</p>		いて規定 文言修正 文言修正 第2項で目的外の取崩しを行う場合の手続きを規定
<p><b>第4章 公表、備置き等</b> (公益充実資金の公表)</p> <p><b>第10条</b> この法人は、公益充実資金について、公益認定法規則第23条第1項2号に基づき、次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、この法人のホームページへの掲載その他適切な方法により速やかに公表しなければならない。</p> <p>(1) <u>当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期</u></p> <p>(2) <u>当該事業年度の末日における積立限度額及びその算定根拠</u></p> <p>(3) <u>当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額</u></p>	<p><b>第4章 公表及び経理処理</b> (特定費用準備資金等の公表)</p> <p><b>第10条</b> <u>特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要な最低額及びその算定根拠を、定款第61条（社団法人の場合。財団法人の場合第62条）第1項による事務所における書類の備置き及び同条第2項による閲覧を行う。</u> (特定費用準備資金等の経理処理)</p> <p><b>第11条</b> <u>特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。</u></p>	第4章見出しを文言修正 第10条で公益充実資金の公表義務を規定 文言修正

改定後（新）	改定前（旧）	備考
<u>公益充実資金等取扱規則</u>	<u>特定費用準備資金等取扱規則</u>	名称変更
<p><u>(4) 当該事業年度の末における公益充実資金の額</u></p> <p><u>(5) 前事業年度の末における公益充実活動等ごとの公益充実資金に関する法令で定める事項</u></p> <p><u>第11条 この法人は、公益認定法第21条第2項第4号並びに公益認定法施行規則第46条第1項第7号、第9号及び第10号に基づき、公益充実資金等について記載した書類を、事業年度経過後3月以内に主たる事務所に5年間備え置き、所定の業務時間内に閲覧等に供するものとする。</u></p>	<p><u>2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の準用規定に基づき、経理処理を行う。</u></p>	<p>第11条で備置義務を文言修正（「備置」と「備え置き」）</p> <p>公益充実資金は勘定科目的名称ではないため経理処理の定めを削除</p>
<p><b>第5章 雜 則</b></p> <p>(法令等の読み替え)</p> <p>第12条 この規則において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、<u>当該改正等</u>の内容に対応して適宜読み替えるものとする。</p> <p>(改 廃)</p> <p>第13条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p> <p>(細 則)</p> <p>第14条 この規則の実施に必要な細則は、理事長が定めるものとする。</p> <p><u>附 則</u> この規則は、平成21年6月29日より施行する。(平成21年6月29日理事会議決)</p> <p><u>附 則 この規則は、2025(令和7)年12月15日から施行する。(令和7年12月15日理事会議決)</u></p>	<p><b>第5章 雜 則</b></p> <p>(法令等の読み替え)</p> <p>第12条 この規則において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、<u>関係法令の改正等</u>の内容に対応して適宜読み替えるものとする。</p> <p>(改 廃)</p> <p>第13条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p> <p>(細 則)</p> <p>第14条 この規則の実施に必要な細則は、理事長が定めるものとする。</p> <p>附 則 この規則は、平成21年6月29日より施行する。(平成21年6月29日理事会議決)</p>	<p>文言修正</p> <p>細則規定があれば実務が円滑に可能となる</p> <p>施行日は理事会の決議日とする</p> <p>(法改正後に開始する事業年度末とすることも考えられる)</p>